



平成30年4月度地域別部会(4/17関東・4/19関西)

アジア戦略PJの活動紹介 東南アジア・インドWG



2017年度

タイ・ベトナム訪問代表団、インドネシア訪問代表団、インド訪問代表団報告

<関東部会>

中井 啓 (ポリプラスチックス(株))

宮佐 英紀 (キヤノン(株))

方京 智昭 (キヤノン(株))

<関西部会>

大久保 淳 (ヨネックス(株))

皆川 量之 (東レ(株))

方京 智昭 (キヤノン(株))



タイ・ベトナム訪問メンバーとスケジュール

団 長

池村 治 常務理事 味の素(株)

副団長

大久保 淳 ヨネックス(株)

団 員

寒江 威元 TANAKAホールディングス(株)

今村 貴博 本田技研工業(株)

齊藤 美賀 日本電気(株)

中井 啓 ポリプラスチックス(株)

タイ バンコク

2017年9月25日 税関

専門事案高等裁判所

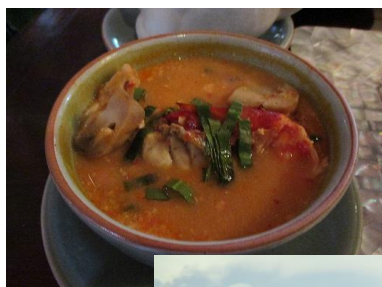
26日 知的財産局(DIP)

経済警察(ECD)

ベトナム ハノイ

9月27日 知的財産研究所(VIPRI)

28日 国家知的財産庁(NOIP)





タイの概要

タイ王国



1. 面積 51万4000平方km(日本の1.4倍)
2. 人口 6,572万人
3. 首都 バンコク
4. 民族 大多数がタイ族。その他華人、マレー族など
5. 言語 タイ語
6. 宗教 仏教(94%)、イスラム教(5%)
7. GDP 6,033USD/1人

※通貨はバーツ(1バーツ≒3.4円、2018年4月3日)

日本からの特許出願が一番多い。

バンコクは、東京都バンコク区と言われるほど日本人の進出が多い。

出典:外務省 基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html>

参照日 2018年4月3日



タイ税関

◆ 税関とJIPAとの覚書(MOU)

真贋判定ポイントや、サンプルの提供、セミナーの開催を目的。JETROを交え準備中。

◆ 効率的な差止の情報提供

権利者は商標の登録に関する情報(DIPデータベース)と、輸出入保護に関する情報の登録(thaiipr.com)をして欲しい。

◆ 国際郵便の取扱

電子取引は国際的問題で模倣品、麻薬等の違法品も重要視。

◆ 国境での対策

国境付近の密輸入や流出をゼロにするアクションを実施中。





タイ専門事案高等裁判所

◆ 専門事案高等裁判所

16年10月設立、知的財産案件と国際取引を担当。専門事案を判断するには専門性が必要であり、専門的な知識をもった裁判官を集約する目的(知財担当判事は12名)。

◆ 取扱件数

2016年10月から2017年7月まで(データ非公開)民事事件で28件、刑事事件で25件の判決。

◆ 処罰の厳罰化

刑事裁判は第二審、最高裁ともにかなり重い処罰。

知的財産及び国際取引中央裁判所



専門事案高等裁判所



最高裁判所





タイ知財局 (DIP)

◆ 特許法 (改正法・審査基準パブコメ募集)

- ① 審査期間短縮のため審査官増員
- ② 出願人自ら行う補正時期は省令で
- ③ 出願及び権利に関するデータベース準備中

◆ 意匠法 (改正法パブコメ募集)

- ① 意匠権存続期間15年に改正準備中
- ② 部分意匠の導入を要請
- ③ 無効審判制度を導入予定

◆ 商標法

- ① 指定商品の包括的記載について要請
- ② マドプロ発効のため審査官増員
- ③ 拒絶理由意見書提出は条文上にはないが認められることを確認





タイ経済警察 (ECD)

◆ 取り締まり強化キャンペーン

税関は脱税、密輸入の対応、ECDは模倣品の対応を行うとの事。

◆ Eコマースの取り組み

電子商取引において模倣品が見つかった場合、裁判官の令状を得てサイトを閉鎖可能。

◆ 首相主導の知財政策委員会

首相が委員長を務める国家知的財産政策委員会と副首相が委員長を務める侵害行為防止小委員会を組織。





ベトナム概要

ベトナム

1. 面積 32万9,241平方km(日本の0.88倍)
 2. 人口 9,279万人
 3. 首都 ハノイ
 4. 民族 キン族(86%)、その他53の少数民族
 5. 言語 ベトナム語
 6. 宗教 仏教、カトリック、カオダイ教他
 7. GDP 2215USD/1人
- ※通貨はドン(215ドン≒1円、2018年4月3日)



出典:外務省 基礎データ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>

参照日 2018年4月3日





ベトナム知的財産研究所 (VIPRI)

◆ VIPRIについて

2007年設立、知財に関する鑑定、研究、人材育成、コンサルティング業務をおこなっている。NOIPとは別組織

- ①鑑定: これまでに約**4400**件紛争解決。商標案件が最も多いが、特許及び意匠案件も増加。
- ②研究: 毎年**10**テーマ程度。法制度、マクロ経済に関する問題、知的財産がベトナム経済に与える影響、ベトナム企業内での知的財産の認知度等。
- ③人材育成: **400-500**回/年のトレーニングコースを実施。知的財産企業向け、消費者認知度向け。
- ④コンサルティング: 出願方法、権利侵害、税関差止、市場模倣品対処法等。





ベトナム知的財産局 (NOIP)

◆ 産業財産権侵害の刑事罰

刑事罰の対象は商標権故意侵害のみ。他の侵害は行政処分に対応。

◆ 特許法

①PPH上限100件の撤廃は困難 ②職務発明の規定変更要請 ③外国出願制限は国防に関するもののみ ④特許期間延長制度については検討継続 ⑤コンピュータソフトウェアに関する発明の保護につき検討継続

◆ 意匠法

①ハーグ協定加盟に向け準備中 ②公開延期制度の導入検討中 ③隠れてしまう部品とは肉眼可視は対象外 ④部分意匠制度の導入を要請 ⑤権利存続期間20年を要請

◆ 商標法

①著名商標の保護の強化検討中 ②漢字・片仮名登録要請 ③指定商品役務の包括的記載要請





ベトナム市場調査

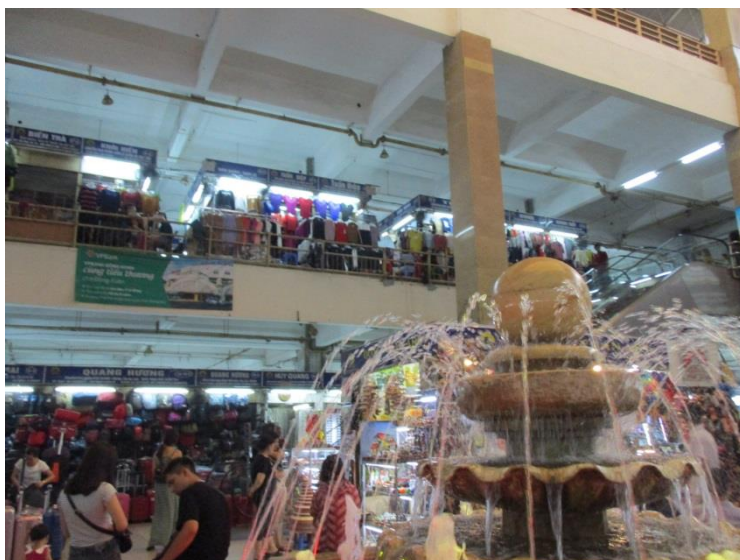
◆ ドンスアン市場

ハノイ市内でも最大規模を誇る大型屋内市場。

観光客も多数訪れている。

服装や靴やバッグなどの日用品を中心に
模倣品あり。

ベトナム人は、バッグや服装などは、模倣品
でも品質に差が無いと認識している人が多数





インドネシア訪問メンバーとスケジュール

団 長

別宮 智徳 JIPA副理事長/日産自動車

副団長

宇野 元博 GSユアサ

団 員

菊地 康久 サッポロホールディングス

宮佐 英紀 キヤノン

皆川 量之 東レ

事務局

堀 敏行 日本知的財産協会

2018年1月15日(月)

(午前)知的財産総局DGIP

- ・特許、商標、意匠、国際関係部門
- ・捜査紛争局

(午後)関税消費税総局

2018年1月16日(火)

(午前)国家警察

(午後)最高裁判所、コンサルティング協会
(AKHKI)

2018年1月17日(水)

(午前)インドネシア反模倣協会 (MIAP)





インドネシア概要

インドネシア共和国



1. 面積 191万平方km.(日本の約5.1倍)
 2. 人口 2.49億人
 3. 首都 ジャカルタ
 4. 民族 大半がマレー系
(ジャワ、スンダ等約300種族)
 5. 言語 インドネシア語
 6. 宗教 イスラム教 88.1%, キリスト教 9.3%
(プロテスタント 6.1%, カトリック 3.2%)、
ヒンズー教 1.8%等
 7. 所得 824USD/1人(アセアン最下位)
- ※通貨はルピア 1ルピア0.088円くらい

出典:外務省 基礎データ

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html>>



インドネシア知財総局（特許、意匠、商標）

①医薬品に対する強制実施権発動の抑制⇒国際条約に違反しているわけではなく問題ないとするが、発動の際には権利者に連絡する（無断で発動しない）

②特許発明の国内実施を義務付けている規定の緩和

⇒問題があると認識しているので、該当条文の適用を大臣規定により延期する。

③意匠法の改正スケジュール、内容の開示

⇒2018年の優先審議リスト入りしているが選挙によって審議が遅れる可能性がある。意匠権の効力が類似範囲にも及ぶ予定。





インドネシア知財総局（捜査紛争局）

①知財侵害品の捜査・摘発における権利者負担の明確化

⇒捜査と取り締まりに必要な費用を権利者にお願いすることはない。

②再犯者の取り締まりの強化

⇒裁判が終わった後であれば、再犯者であっても改めて通常通り、通報をしていただく必要がある

③摘発前に必要とされている侵害者との調停手続きの簡略化

⇒侵害者との調停を試みる手続き自体は必要である。ただし、裁判での解決を目指すために調停での解決を権利者側から拒むことは可能である





インドネシア関税消費税総局

①知財侵害品に対する税関での着実な取り締まり

⇒取り締まりの実施細則ができたのでそれに係る大臣令が定めれば、近々取り締まりが開始される予定。世界税関機構、企業、WIPOとも情報交換しつつ、人材育成を図り準備している。

②裁判所との緊密な連携

⇒差止のためには、裁判所に差止命令を出してもらう必要があることから、税関から裁判所に制度の周知活動をしている





インドネシア国家警察

①知財侵害品の捜査・摘発における権利者負担の明確化

⇒捜査と取り締まりに必要な費用を権利者に
お願いすることはない

②摘発前に必要とされている調停手続きの簡略化

⇒調停を試みる必要が手続き的に必要である。
侵害者を2回ほど呼び出してそれに応じないな
どの事情があれば、調停を不成立とみなせる





インドネシア最高裁判所

① 仮処分の活用の活発化

⇒ 仮処分の規定は判事の研修での必須項目とされている。利用の前例がないが、制度を周知したい

② 下級審における判決の質(統一性)向上

⇒ 分野ごとに判事に研修を行っている。JICA協力のもと日本での研修もある。

③ 証拠資料に対する原本主義の改善

⇒ 代理人も誤解しているが、在外公館で認証された写しがあれば証拠の原本を持ち込む必要はない

④ 判決文の送達遅延の解消

判決文を簡易化(60頁→6頁)して対応している。ただ滞留案件が多く、すぐには解決できない





インドネシア知財コンサルタント協会 (AKHKI)

①組織について

⇒1万人ほどいる知財コンサルタントのうち400人程度が所属している。知財制度の啓蒙、政府への働きかけ、会員コンサルタントのスキル向上などが目的。

②権利者に対する捜査費用の負担要求について

⇒予算が限られているため、実際の捜査を予算内で賄うことは不可能である。

③インドネシアにおける模倣企業の活動について

インドネシアにおいて模倣品の製造が増えており、巧妙に摘発を逃れている事例もある。背後に大きな組織がある場合もある。





インドネシア反模倣協会 (MIAP)

①税関による侵害品取締の状況

⇒実施細則はできたが、それに係る大臣令がまだできておらず、取り締まり開始がなされていない。しかし税関とMIAPは常に意見交換する関係を築き、運用に関する相談も受けている。

②オンラインでの侵害品対策について

⇒MIAPでは情報通信省と対話を行う予定。情報通信省では、侵害品のオンライン販売規制に関して、大統領令を制定することを予定している。

③刑事手続きにおける調停手続きについて

⇒著作権と異なり商標権侵害については、調停は義務ではないので、摘発の24時間前に警告を行うだけで済ますことがある





インド訪問メンバーとスケジュール

団 長

池村 治 常務理事 味の素

副団長

大久保 淳 ヨネックス

団 員

平子 雄大 ホンダ

方京 智昭 キヤノン

デリー

2月13日 DIPP (産業政策推進局)
Felicite IP コンサルティング
L&S 法律事務所
デリー市場調査

2月14日 Remfry & Sagar 法律事務所
Anand & Anand 法律事務所

ムンバイ

2月15日 CGPDTM (特許意匠商標総局)
インドIPG
2月16日 ムンバイ税関

商工省 産業政策促進局
(MCIDIPP)

特許意匠商標総局
(CGPDTM)

知財審判委員会
(IPAB)

ムンバイ税関

特許局
(4ヶ所)

意匠局
(1ヶ所)

商標局
(5ヶ所)





インドの概要

◆ インド(India)

1. 面積 328万平方km
2. 人口 12億人
3. 首都 ニューデリー(New Delhi)
4. 民族 インド・アーリヤ族、ドラビダ族
モンゴロイド族等
5. 言語 連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が21
6. 宗教 ヒンドゥー教徒79.8%、イスラム教徒14.2%、
キリスト教徒2.3%、シク教徒1.7%、
仏教徒0.7%、ジャイナ教徒0.4%



出典:外務省 インド基礎データ

<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html>>



DIPP (商工省 産業政策推進局) 1/2

- ◆ 特許の実施報告書の提出義務の緩和について
出願人の負荷軽減、及び営業秘密保護の観点から、以下の要望を行った
 - 実施報告書制度の廃止
 - 営業秘密に係る項目の削除
 - 営業秘密に係る項目の非公開化



法学者Shamnad Basheer氏が起こした公益訴訟 (W.P.(C)5590/2015) に最近大きな動きがあり、行政として対応を検討中であるとの回答を得た



翌月パブコメ募集がありJIPAとして対応済み



DIPP (商工省 産業政策推進局)2/2

- ◆ ECOMMERCEにおける模倣品取締の強化について
ECOMMERCE模倣品対策強化、特に、模倣品業者のユーザIDに紐づく商品リンクの一括削除を要望した



現在、アマゾン、フリックカート、スナップディールなど30以上のECOMMERCE業者と模倣品対策に関して議論中。JIPAの要望内容もその場で議論することが約束された



行政側の担当者の連絡先を受領し、今後連携予定



CGPDTM (特許意匠商標総局) 1/2

◆ 特許の孫分割について

インドにおいて孫分割は認められないことが通説であったが、近年IPABで孫分割を肯定する決定が出ており、CGPDTM長官の見解を伺った

- LG Electronics Vs Controller of Patents, IPAB (2011)
- NII Vs. Controller of Patents, IPAB (2015)
- Milliken & Company Vs. Union of India IPAB (2016)



孫分割であること自体は拒絶理由ではない
困っている事例があればIPABに訴えても良いし、
このような場で議論することも可能



CGPDTM (特許意匠商標総局)2/2

- ◆ 図形商標の変形について
出願人が提出した図形商標が大きく変形された状態で商標公報に載ってしまっている事例が発生しており訂正処理も進まないため改善を要望した

(出願時)



(登録時)



今回提供された事例については直ちに訂正処理を行う
今後、訂正処理も迅速化も図っていく



ムンバイ税関

◆ 模倣品取締に関する意見交換

(1) 差止が多い製品分野について

具体的な統計はないが特に時計や靴の差止めが多い

(2) 日本に期待する情報提供について

インド内外の模倣品業者、製造地域、インド外の差止実績、正規品の流通経路などの情報があればインドの差止めに活用できる。JIPAからの情報提供も歓迎する

インド税関より、昨年新システムが導入され、日系の差止数も着実に増えている。今後さらに日本企業の税関登録数が増えることを期待しているとコメントがあった



所感・気づいたこと

- ◆ インドは権利化の面でもエンフォースメントの面でも変化が著しいため、インドの要人と定期的に意見・情報交換を行うことが重要であると改めて感じた
- ◆ インド行政とのミーティング日程は直前まで決まらないが、通訳は早めに確保する必要がある
- ◆ 靴、時計などの模倣品は比較的簡単に見つかった
- ◆ 医薬品が安価で驚いた



パーリカー・バザール(デリー)



ご清聴有難うございました